

〔文献紹介〕

田中 實著『公益法人と公益信託』

米倉 明

1. 「明治女の心意気, 81歳, ポンと3億円」(財団法人・交通遺児育成基金関係)(朝日新聞昭和55年8月9日朝刊第22面), 「休眠36年, 理事もちりぢり, よくぞ今まで『戦後復興』, 非活動の公益法人整理一覧」(東京新聞昭和56年6月21日朝刊第8~9面), 「草の根善意のびやか主義で」(アジア・コミュニティ・トラスト関係)(朝日新聞昭和55年4月11日夕刊第14面), 「環境保全『ナショナル・トラスト』導入」(同紙昭和56年1月23日朝刊第1面), 「広がる土地買取り運動, 環境保全は身銭を切って」(同紙昭和56年3月9日朝刊第4面), 「わが国初の金信託」(日本経済新聞昭和56年10月25日朝刊第1面)。

上記のように, 最近, 一般紙上に公益法人や信託・公益信託に関する記事が登場するようになった。周知のように, 昭和54年には公益法人制度に関する重要な法改正(民法および民法施行法の改正)も行われた。これらの記事の登場や法改正の背後には, 公益法人および信託・公益信託に対する国民各層の関心の高まりがあるのであろう。そしてその関心は, これらの記事・法改正によって, いっそう強くなっているであろう。このような秋に待たれるのは, 薄っぺらなハウ・ツウものまがいの解説書(そこからは深い理解と応用力の養成とを期待するのは無理である)ではなくて, 深い学殖と豊富な教育経験とを一身に兼ねた人物の手になる解説書(あるいは入門書。以下同旨)である。その解説書たるや, 法文の細かい注釈とか, 判例の紹介・批評とかは省略または二の次にして, 制度の歴史, 特徴, 機能を大づかみに(といってももちろん正確に)とらえ, しかもそれを平易・明快に説き, さらにいうと, 読者をしてあきさせないものでなければならない。これはいは易く, 実行(実現)は至難の極みである。

ところで, ここに紹介を試みる田中實教授の著作(以下, 本書という)こそは, その至難の業を見事になしとげたといえるものなのであって, 本書の公刊を大いに歓迎したいと思う。一言にしていえば, 本書はまことに時宜をえた解説書というべきである。ここで注意を促しておきたいことは, 本書は「解説書」とはいうものの, 決して通り一辺のそれではないということである。「解説書」というと, ともするとその内容は水準が低いと受けとられるけれども, こと本書に限ってそういうことはない。本書の与えてくれる情報は, たとえば, わが国の公益法人, 公益信託の沿革, 機能にしても, また外国の制度のそれにしても, いずれもハイ・レベルのものばかりであって, 研究者にとって

もうるところの大きいものなのである。著者は意図的に注を省略しているが、もし本書に注を付記したならば、本書中の多くの部分は学術論文として立派に通用するものなのである。「第1章 序説」とか英米の制度を紹介した部分がそれにあたる。これに対し、「第2章 原点としての秋田感恩講」とか、「第5章 総括と展望」とか、西ドイツ、フランスの制度を紹介した部分は解説色が濃い。注記といえ、世の中には、博引旁証、必要もないのにやたらに横文字を並べ、その「論文」の光っている箇所は引用文献だけといってもよいものはらんしてあり、そのような状況の中で本書などに接することはまことに気持がよい。ちなみに、本書に注を付記するとすれば、その数はぼう大なものになり、それにはかなりの紙幅をあてなければなるまい。著者の予定する読者層にとっては、細かい注はおそらく不要であろう（巻末に用意された周到な文献解題で十分であろう）し、不要な注の分だけ定価の引下げがなされた方がありがたい。このような観点からみても、本書は対象とする読者層をはっきり限定し、それに適した措置をとっているといえるのであって、このこともメリットの一つに数えてよいであろう。

2. 本書執筆の意図は、「学術的研究というよりは、公益法人の再検討と公益信託の実用化という実践的目的のもとに、やや啓蒙的なものというところにあった」とされる。そして、再び著者によれば、本書は、人間の公益活動についての理解をひろめ、今後の研究への手がかりとなるとともに、公益法人・公益信託関係の実務家の参考に資することを目的とするものである（本書はしがき2頁）。著者のいう「啓蒙的なもの」とは、ふえんしていえば、おそらくこのようなことなのであろう。本書の中の多くの部分が学術論文としての体裁をとっていないだけで、その内容においては、学術論文として通用してもおかしくないことは上述したとおりであるし、同旨のことは後述するところからも推察していただけたらと思うのであるが、本紹介においては、著者の明言するところに従い、本書の目的は上記の意味における啓蒙にあると措定し、その前提のうえに、本書の紹介・評価を試みることにしたい。信託・公益信託についての素人ともいふべき私などは、本書によってぜひとも啓蒙されたいと願うものである。そこで、本紹介も啓蒙を受ける一人の門外漢の読後感といった程度にとどまらざるをえなかった。このことを、ここで予めお断りしておきたい。なお、本書の内容の紹介そのものは、既に森泉章教授による書評において忠実かつ周到になされているので（法律時報53巻8号、昭和56年7月）、同様の作業をくり返すことは省略させていただき、本紹介においては上記書評とは異なった視点から（といっても対象となる部分によってはそうもいかないが）、かつ、簡単に、内容紹介を行い、続いて、本書の評価に移ることにする。

3. それではさっそく、本書の内容を簡単に紹介しよう。本書は全五章（別に「はしがき」および「おわりに—企業の社会的責任をめぐって」なる短い文章がある）および「付録・参考文献解題」から成る。著者は第1章および第2章において、わが国の公益

文 献 紹 介

法人・公益信託制度の発展を跡づけ、現代にまでおよび、次いで、第3章および第4章において欧米諸国における同制度の発展に眼を向けた後、第5章において再びわが国の同制度に立ち帰り、同制度が今後進むべき方向、はたすべき社会的課題を指摘して本書を結んでいる。本書は公益法人・公益信託制度の歴史的・比較法的考察を試みるものであって、要するに制度論的アプローチをとるものということができよう。

まず「第1章 序説」では、民間の公益活動の組織としては公益法人と公益信託の二型があるとし、続いて、わが国の場合につき、それぞれの制度の形成と発展の跡をたどって、とりわけ英米と対比した場合の特徴として、前者（公益法人）については官僚主導体制下における振興、普及（民法34条、許可主義）を、後者（公益信託）についてはほぼ半世紀におよぶ不活性・不振を指摘する。本章は26頁ほどのスペースに、わが国の民間公益活動の形成過程、その展開、さらにはごく最近の状況（とくに公益信託実用化の兆し）までをも要領よく叙述しており、その内容といい、分量といい、まず巻頭に置かれるのにふさわしいものである。

本書の眼目ともいえるべき公益信託についても、これまでの不振の原因を具体的に挙げるのみならず（たとえば税制の不備）、漸く設定され始めた公益信託の発展を阻害しかねない官僚意識をも例示し、その意識の変革を要望するなど、これによって読者としては現段階における生々しい問題の一端にふれることができる。これらの分析に接することによって、読者としては諸外国の制度との比較を行う場合の着眼点（たとえば、税制はどうなっているかなど）をも与えられることになるわけである。

おそらく、「啓蒙」という観点からなのであろう、たとえば財団法人と公益信託の法制上の比較とか、信託の法律関係についての解説とかが平易な表現でなされており、「そもそも信託とは中世英法の……」といったいかにもかび臭い、しかも一度や二度読んだくらいではすっと頭にはいってこない解説などは全く見当らない。どうか読者よ、その点については何の憂いもなく、本書をひもとかれたい。

本章について最後に一言すべきは、本章の母体は著者の手になる論文「公益法人制度の形成と展開」（手塚豊教授退職記念論文集「明治法制史・政治史の諸問題」慶応通信、昭和52年）であり、本章はまさにその増補版とでもいえるべきものだけということである。このことは、私が先に本書に注を付記すれば学術論文として通用する部分が多いと述べたことの例証となるであろう。

続く「第2章 原点としての秋田感恩講」は、日本における済民組織、民間における社会事業のルーツとでもいえるべき秋田感恩講——民間からの出捐をもとに知行地を買入れ、そこからの収益をもって公益活動にあてる——についてのルポルタージュといつてよいであろう。文政12年（1829年）、いまだ封建体制のもとにありながら、民間人の創意に発する財団の設立（公益法人ないしは公益信託に相当する）を許し、むしろそれを

勸奨した秋田藩当局の英断に感心するとともに、それにもまして、その財団の法的性質を明確に「上にもあらず、下にもあらざる」もの（独立財産性）と指摘した当時の町奉行の法的センスの鋭さには驚嘆せざるをえない。

本章は29頁をあてて、この感恩講の沿革をフォローし、民法施行による財団法人化、第二次大戦後における社会福祉法人化の経緯にふれ、次いで、現状紹介にまでおよぶ。その間において、感恩講規約（「感恩講慣例」）作成の過程におけるボアソナードの尽力をも紹介するなど、大変興味深いものがある。著者も述べているように、秋田感恩講については中川善之助「感恩講法律史—日本法人史の一資料—」（法学協会雑誌49巻7号、昭和6年）が紹介しており（ほかに、同「秋田の風物—感恩講からナマハゲまで」民法風土記所収、昭和40年、日本評論社）、本章はそれに続いて改めて紹介したことになる。

本章は啓蒙という目的から、随所に意を用い、たとえば、中川博士の紹介では注記されている漢文体を平易な口語体に直して本文にくり入れるなどしているのである。そのためもあって、本章は読み出せば一気に読めるのである。読者はおそらく、日本人の法的センスも相当なものだとの安心感にひたることもできようし、ボアソナードがわが国の法制度の整備にいかんにか尽くしてくれたかを改めて想起することにもなろう。

本章によれば、感恩講は第二次大戦を経て、なお発展を続け、今日も存続している（本章はこの点において、中川博士の紹介後の状況を補足していることになる）のであり、著者ならずとも、一度訪れてみたい、そして貧者の一燈でもささげてみようという気になる読者も少なからず現われるであろう。本書をいやしくもひもこうという人が、それくらいのことを想わないでどうするかとも私には思える。外国人ボアソナードですら秋田感恩講の趣旨に感激し、当時のおかねで金50円を寄付したのである。

それはともかく、本章は大変楽しい読物であって、本書を先へ読み続けるという気を起させる効果は大きい。ここでへたに、「中世英法のトラストとは……」などと講釈を始めたとしたら、読者はもはや本書を投げ出すにちがいない。おそらくそのあたりの呼吸は著者の先刻計算済のところなのであろう。本書は従来の法律関係の書物にありがちないわば欧米直行型の行き方（これに対しては、もはや今日では、自分の国のことをまず述べて欲しいとの要望が寄せられよう）をとらえ、いわば日本色というか、ローカル・カラーというか、そういうものはっきり出しているわけであり、私としてもこの行き方に賛成したい。

なお、中川博士の紹介によれば、物的負担（秋田感恩講でいえば知行）と法人・信託制度の関係の究明が将来の課題として残されているのであるが、本書ではその点にまで立ち入っていない。しかし、この問題の究明は法史学の専門的研究に待つほかはないところであって、本書にそこまで求めるのは無理であろう。

次に「第3章 ヨーロッパの公益法人と公益信託」では、イギリス、西ドイツ、フラ

ノス三カ国の公益法人・公益信託制度の歴史、機能を紹介する。本章ではこれらの三カ国それぞれについて(もっとも国によって詳しさには相違がみられる)、民間の公益活動の歴史、法制度(判例の動向、行政庁の対応の仕方、税制をふくむ)自体の変遷をたどり、さらに、最近の実情、発展動向に言及する。それぞれの国について、代表的な財団をとりあげ、その実際の活動状況を著者自身の訪問記(たとえばイギリスのチャリティ委員会、ファミリー・ウェルフェア・アソシエーション)や現地の新聞記事をとり混ぜながら、ヴィヴィッドに伝えているところに本書の一つの特徴がある。

三カ国のうち、イギリスが最も詳細に紹介されている(これには70頁があてられている)。同国は信託の本家でもあるし、ボランティアの盛んなことではアメリカと双壁をなす国であるから(この点、フランスとは対照をなすとされる)、いきおいその紹介が詳しくなるのは当然でもある。内容を逐一紹介することはさしひかえるが、本章の明快な叙述から、われわれは多くのことを教えられるはずである。

第1に、イギリスでは立法、法改正がしばしばなされてきていることである。これらの作業をするにあたっては、準備作業としてくり返し調査がなされ、詳細な報告書が作成されてきているのであって、実にタフな立法府で、法律の生産力が高いというか大きいというかしがなく、自動車の生産力ばかりは高いかも知れないが、法律の生産力になるとお世辞にも高いとはいえない国を想うとき、複雑な気持ちにならざるをえない。この問題は公益法人・公益信託の領域にだけ限った問題ではないのであるが、本章においてイギリスの立法府の活動の具体例を示されたならば、おそらくだれしも同様の感想を抱くのではあるまいか。

第2に、本章では「公益」概念、「公共性」概念あるいはシ・プレー原則(Cy Près Doctrine 近似の原則——わが民法72条2項に類似している)に関する判例、法律が具体ケースを示しながら紹介されていてこれまた大変わかりよい。たとえば「公共性」の認定にあたり、設立の目的が *charitable and benevolent* と書かれてあるか、それとも、*charitable or benevolent* と書かれてあるかによって結論が異なるという判例の紹介を挙げることができよう。本章では、また、監督官庁としてのチャリティ委員会(Charity Commission)の沿革、組織、機能、権限、さらに公益活動に対する税制上の優遇措置が、具体例を挙げながら紹介されている。この意味において、本章はわが国の公益法人・公益信託の法の運用、法のあり方を考えるうえで、大いに参考にされるべきものである。わが国において、英米の公益法人法・公益信託法について本書のようにわかりよく、かつ、入手しやすい文献を寡聞にして知らない。ともかく、本章の叙述が具体的であることが、読む者にとってはなんといいてもありがたい。

第3に、イギリスでは民間公益活動が盛んなのであるが、国としてもそうなるような施策を種々めぐらしていることを教えられる。税制上の優遇措置ももちろんであるが、

それにとどまることなく、たとえば受託者に代ってチャリティの財産を安全・確実に管理運営するための公営受託者制度 (Public Trustee) が設けられ広く利用されているのであり、民間公益活動を盛んにしようと思えば考えるのなら、これらの制度が当然考案されねばなるまい。わが国でも公益信託を認め、さらにその実用化にも踏みきったからには、そのいわばアフター・ケアとして、イギリスのこの制度の導入も検討に値する一事項というべきであろう。

第4に、本章ではイギリスの代表的な公益信託の一つ、ウェルカム・トラストとかナショナル・トラストとかの実際の活動状況 (組織、経理、財政をもふくめて) が紹介されており、ここが本書においておそらく最も具体性に富むところであって (先にもふれたが、著者の見聞記もあわせふくまれている)、したがってまた最近わが国でもクローズ・アップされてきたナショナル・トラストなどの構想を練るうえで、大いに資するところがある。

次に西ドイツについては、「西ドイツの財団 (シュティフトゥング)」と題して、34頁があてられている。ここでも民間の公益活動および法制度自体の変遷をたどり、最近の状況にまでおよんでいるが (救貧、老人・子ども保護から、学問研究、教育の助成にウエイトが移りつつある)、イギリスさらにはアメリカに比べて紹介はごく簡略に止まっており、バランスを欠く感じを否めない。

本章の特徴は、30頁にわたって、フランクフルター・アルゲマイネ紙掲載の財団に関する記事を紹介していることである。この記事はフォルクスワーゲン財団とかフリードリヒ・エーベルト財団とか、代表的な西ドイツの財団をとりあげ、主としてその現在の活動状況、将来への展望を伝えるもので、水準の高い、まさに現代の財団の息吹きを感じさせてくれる好読物である。この部分は (も) 一気に読めるところであるが、この部分を読むことによって、制度の表だけからはわかりにくい、財団の実際の動きにふれることができ、景気変動は財団の実際活動にどう影響するかなどを具体例をもって知らされるはずである。

本章はフレッシュな感じのする内容で大変興味深いものであるが、あえていえば、先にもふれたように、法制度や、さらには税制などについて——イギリスの場合のように——これを正面から扱い、もう少し詳細な解説をしてあげると感ずるのである。

続いて「フランスの財団 (フォンダシオン)」と題して、20頁があてられている。ここでも、制度の沿革、特徴を的確にとらえ、それを平易な表現をもって読者の前に提示している。とりわけ、フランスの財団制度の最新の動向——従来官僚主導體制下にあった同国でも、アメリカ式の自立性の強い民間財団の設立が歓迎される傾向がみられるに至ったこと、財団活動の対象となる分野が慈善・救貧に限られず、学術研究・教育・文化等にもおよぶようになったこと——とか、パストール研究所などの代表的財団の活動

文 献 紹 介

状況の紹介などは、他の文献でこの種の情報を提供してくれるものを寡聞にして知らないせいも、少なくとも私にとっては貴重な情報提供というべきものとの感を深くする。

それにしても、イギリス、アメリカについての紹介部分と比べると、西ドイツの紹介と同様に、簡略に過ぎるというほかはない。これはおそらく資料の入手困難が原因であろうけれども、たとえば財団設立の要件である官庁の認許基準（公益性認許の基準）をイギリスについての紹介と同様に具体例を挙げて示してあれば、申し分なかった。イギリスについての紹介を一読した後に、このフランスの部分に接すると、具体性の程度が低下し、そのために法制度の解説が平板に流れているという印象を受けてしまうのである。もっとも、著者によれば、フランスの法制は整備されておらず、また民間公益活動の実績も従来はあまり大きくはなかった（これが大きいと、おのずから判例も蓄積し、法律も整備されていくことになる）のであるから、いきおいイギリスなどに比べて紹介が簡略になるのはやむをえないことになる。将来しかるべき時期に、著者が補充の労をとっていただけるならば、このうえないことである。

続いて75頁を費した「第4章 アメリカの財団と公益信託（ファウンデーション）」が収められている。本章はイギリスの部分と並んで、いやそれ以上に力の傾注されているところである。例によって財団制度（公益法人・公益信託）の沿革をたどり、公益法人と公益信託との対比（とくにそれぞれの制度における法律関係）、コミュニティ・ファウンデーション（その沿革、法的形式、設立の条件と方法、税制上の優遇措置、受託銀行の役割等）を順次解説し、最後に、現代的な問題として、会社の公益的寄付の問題（「企業会社の社会的責任」）、公益活動に対する税制上の優遇措置、ファウンデーション相互間の情報交換組織におよんでいる。本章の叙述は具体例（具体的事実、争点をも紹介した判例、リステートメントの条文、統計数字など）を豊富に挙げ、さらには、たとえばリステートメントについて解説を行う（リステートメントの全米における採択状況に言及してあればなおよかった）など、細かい点にまで神経を用いている。そのほか、自分は大学時代信託法（Trust）が苦手であったせいで、財団の法形式としては法人の方をとる、この方がわかりよいとの弁護士談なども挿入されていて、興味深い。まことに懇切でいねい、至れり尽せりとはこのことである。そのおかげで、本章の分量は多いけれども、読破するのに大した時間はかからない。

本章におけるアメリカの公益法人・公益信託についての解説は比較的短いスペースに要領よくまとめられており、これを一読することによって、読者はたとえば公益目的とは何か、両制度のいずれにおいて裁判所のコントロールがきびしいかについての情報、あるいはまた、州法や判例が公益法人の理事と公益信託の受託者の差を縮めようとする傾向にあるといった情報に接することができる。アメリカの公益法人・公益信託について調べようとする場合には、まず本章の解説を一読することが必要であり、またそうす

ることが便宜でもある。

コミュニティ・ファウンデーションを紹介する部分も大変興味深く読むことができよう。その発祥の経緯といい、発展のプロセスといい、読み始めたなら止められないところであるが、とくに創始者である弁護士ゴフ (F. H. Goff) の精力的な活動をエピソードを織りまぜながら紹介するくだり (226—227頁) は大変興味深い。ファウンデーションの法的形式としても、法人と信託の両形式併用方式も用意されているとのことであるが、資金を集めるためにフレキシブルな対応がとられていることに感心させられる。コミュニティ・ファウンデーションについての法的側面からする紹介はおそらくは他にないのであって、著者の労を多としたい。

本章の最後の部分で扱われている会社の公益的寄付の問題(「企業会社の社会的責任」)、公益活動に対する税制上の優遇措置、ファウンデーション相互間の情報交換組織についての叙述は本書の中でも出色の部分といってよいであろう。そこでは、たんに、現在の状況がこうとだけ述べられているのではなく、他の部分でもそうだが、とりわけこの部分では現状に至るまでの沿革、社会学的事実、統計などを詳細にフォローないし提示し、読む者をして、なるほどそのような歴史の文脈の中でならば、現在のような考え方に到達したのももっともだと思わしめるのに十分である。この部分で扱われている上記三個の事項は、わが国においても、十分考えてみなければならぬものばかりである。本章の叙述は、とりわけこれらの事項をはじめて考える者にとっては、まことに適切な手がかりを与えてくれるものといってよいであろう。たとえば、公益活動に対する税制のあり方を考える場合でも、読者はまず本章に眼を通すことによって、そこにはどのような問題があるか(たとえばあまりに優遇すると、それが悪用される弊害を生ずる)、そのような問題の生ずることを予防する方策としてどのような方策が考えられるか(アメリカではこのような方策を考察するための委員会が組織され、勧告が出された。本書254—255頁参照)、についての具体像を描くことができるはずである。

本章を読了すれば、おそらくは、アメリカ社会におけるボランティアの旺盛なこと、たくましいこと、他方で、ボランティアに対する高い評価があることはいやでも気づかせられ、同時に、とかく官僚主導になりやすいわが国の状況が想起され、複雑な感じに襲われざるをえないであろう。そしてこのことこそは、おそらく著者のねらっているところの一つなのであって、その意味では著者は成功を収めているといつてよいのである。

最後に「第5章 総括と展望」では12頁をあてて、主としてわが国を念頭におき、現代社会のニーズに応ずるために公益法人・公益信託(いわゆる第三セクター)の重要性が著しく増大しつつあることを指摘し、続いて公益法人の類型、最近の公益法人制度の改正(主として主務官庁による監督の強化)にふれ、公益信託も公益法人とほぼ同様の

行政監督・指導下におき、両制度とも発展をはかるべきであるとし、最後に、公益法人・公益信託が今後進むべき方向ないしはたすべき機能として、良質の公益サービスを提供すること、および、将来生じてくる新しい社会的ニーズを受けとめ、これに対し公益サービスを提供すること（先導指向的機能）を挙げている。

12頁という狭いスペースに、上記のことがらが要領よく収められ、その内容も「総括と展望」にふさわしい。とくに本章の最後のところで、公益法人・公益信託の先導指向的機能を——「小さな親切運動」などの具体例を挙げながら——指摘しているのが印象深い。読者はここでも、先導指向的機能とは具体的にはどのようなものか、それと公的施策との関係はどのようなものかを具体的に知ることができよう。

なお、著者は公益法人と公益信託のそれぞれの特質を生かしながら公益活動を推進すべきであって、公益法人を受託者にして両制度の機能をダブらせることも考案されてよいであろうとも述べている。本書の性質上、著者は自説の主張をさし控しているのであるが、これなどはその例外ともいってよいのではないだろうか。両制度の機能をダブらせた場合の細かい問題点の究明はしばらく措くとして、方向としては私も賛成したいと思う。

巻末には文献解題が付されており、和洋それぞれの重要文献計二十数点について簡単にして、しかも要をえた解説がなされている。そのみならず、市販されていない資料についても、その作成者、作成年度を明らかにしてあるのは便利である。外国文献については、ただそれらを羅列するというのではなく、それらがそれぞれの国で占めている位置とか重要度を明らかにしてあるのであって、この点も——とりわけ研究者の立場からみた場合の——本書のメリットの一つに数えてよいであろう。

4. 以上をもって本書の内容紹介を終わる。続いて、評価を兼ねて本書を分析してみよう。評価といえば、或る程度は既に述べており（その中には紙数の関係から以下に述べていないこともある）、以下においては、なるべく重複を避けることを心がけはしたもののなお若干の重複を免れえないことをお許しいただきたい。この文献紹介の読者におかれては、私の本書に対する評価としては以下の叙述（これは評価のうちの主たるものである）だけではなく、全体を読んでそこからくみとっていただきたい。

まず、(1)本書の出版史上に占める位置をみよう。本書は公益法人・公益信託についての、とくに公益信託についての最初の解説書、入門書(パイオニア・ワーク)といってよいであろう。公益信託については、近時に至ってその実用化をみるとともに、漸く関心も高まりつつあるのであって、このような時期に本書のごときすぐれた解説書、入門書をえたことをまず慶賀したい。公益法人・公益信託の実務に携わる人々にしても、あるいは公益法人・公益信託を守備領域とすることを志す研究者にしても、まずもって本書の内容程度のことは身につけることが先決であろう。たとえば、研究者として外国の公

益信託制度を研究する場合にも、いきなり外国書をひもどくというようなことをしないで、まず本書を通読して、その外国の制度についての一応のイメージをえてから、外国書にあたるのが効率的であろう。実際、本書における英米の制度紹介は委細を尽しており、日本人の手になるものとしては今のところこれ以上のものはあるまい。そればかりではない。たとえば、アメリカのコミュニティ・トラストの発祥の経緯などの解説は、アメリカ人の手になるそれ（アメリカ銀行協会編、三井信託銀行信託部訳「アメリカの信託業務」東洋経済新報社、昭和50年、417—418頁参照。これ自体もすぐれた内容である）よりも詳細で、かつ、興味深いものなのである。また、公益信託はしばらく措き、公益法人に関心のある読者にしても、本書をひもとくことは有益なはずである。というのは、本書は公益信託との比較において公益法人を扱っており（公益法人だけを扱われる場合よりもその方が理解しやすいのではないか）、しかもごく最近の情報までも織り込んで、平易に解説しているからである。

先にも述べたように、とりわけ公益信託についての類書が他にないとすれば（公益法人についてもほぼ同様のことがいえるのであるが）、公益法人・公益信託の世界に導かれようとして、本書をひもとく人々がこれから多くなることが予想される。その場合に、本書ははたして入門、手引きの使命を十分にはたしうるであろうか。私は自信をもってイエスと答えることができると考えているのであるが、この点に関連してふれておかねばならないのは本書の目的と方法である。

そこで、②本書の目的と方法、ひいてはその方法の合目的性についてみよう。まず本書の目的は（著者の意図といってもよい）、読者対象を公益法人・公益信託の研究をこれから始めようとする人々、公益法人・公益信託関係の実務家、その他一般の読者層に限定し、これらの人々を啓蒙することである（この場合の「啓蒙」の意味については上記2を参照されたい）。他方、本書の内容は、要するに、わが国および諸外国の制度の解説に尽きるのではあるけれども、ただ平板に制度解説をしているのではない。そこではそれぞれの国の公益活動・法制度の歴史にかなりのスペースをあて、現行制度（それも最近のそれを扱っていることが本書のメリットの一つである）の成立のゆえんを明らかにし、また現行制度については努めてその現実の機能を（政府による福祉行政・社会保障政策との関連にも言及しつつ）、具体例を提示しながら明らかにし、制度の全体像を立体的に浮かびあがらせているのである。本書の用いている素材はどうかというと、本書には法令、判例、学術書だけにとどまらず、外国の新聞記事、著者自身の体験談・見聞記が豊富に取り込まれており、その意味において実証的方法がとられているといつてよい。この方法は、叙述に新鮮な臨場感を与え、ひいては読者の興味をかきたてることになろう。本書の外国の制度についての解説には危なげを感じさせるところは全くみられない（わが国の制度についての解説についてはもちろんである）のであるが、そう

なることの一つには上記の意味における実証的方法とりわけ体験談・見聞記いかえればフィールド・ワークが大きく寄与しているのではないだろうか。なお、本書は読者対象を意識してなのであろう、多少なりとも専門的知識を要することには随所に解説を付し、民法、信託法、英米法などの知識をもたない読者でも一応の理解をえられるように配慮しているのである。

「啓蒙」が成功するためには、たんに「公益法人とはこういうもの、公益信託とはこういうもの」というだけでは不足なのであって、公益信託なら公益信託を縦からも横からも眺めさせ、同時に、他の国々のそれと比較対照させ、しかもそういう作業を正確に行い、かつ、平易な文章にあらわし、さらに読者をして、あきさせないような工夫（叙述の変化、バラエティに富んだ素材の採用）をこらさなければならない。これは一片のパンフレットを書くのとはわけがちがう。制度の紹介といっても「啓蒙」が目的なのであるから、あまりに細部に立入って、読者が迷路にはいつてしまってはいけない。大づかみに、ポイントを押えて紹介することが要請される。本書では、著者は信託法上の細かい解釈論を試みていないけれども（もっとも、信託宣言をわが信託法1条の解釈としても認めることができるとされている。本書212頁）、これは全く適切、というよりむしろ当然である。このように考えてくると、本書における方法の合目的性は明らかであろう。読者はおそらく本書を興味深く読了し、公益法人・公益信託についての理解を深めるのみならず、この領域の問題を考える力を養うことができるに相違ないであろう。読者によってはそれにとどまらず、自分でもひとつ研究してみようという気持を抱くかも知れないのであるが、そのような読者には本書の巻末の文献解題が応えてくれることであろう。

(3)もはや本書の長所は明らかであるともいえるけれども、ここでは主として、本書の魅力——読者をしてあきさせないで読了させる力——がどこから由来するかという観点からみてみよう。私のみるところによれば、そのような魅力のよってきたるゆえんは（既に述べたように、本書の外国制度の紹介は危なげを感じさせない。これも魅力の一つであろうが、以下ではくり返さない）

第1に、達意・平明な文章にある。本書の文章は別に名文でもなければ美文でもない。文章にこったところなどはみじんも感じられない。本書のどこを開いても、平易たんとした文章が、適切な長さの段落をもって綴られていて、再度読み直さないという意味がとれないところは一個所もない。

第2に、本書において与えられている情報がわが国か外国かを問わず、最新の情報だということにある。本書は、たとえばわが国の公益法人制度についても、一般の民法教科書の解説以上に出て、最近における公益法人の多様化、許可主義から実質上の認可主義への変遷、評議員会制の普及にふれており、また、わが国の史上はじめて実用化され

た公益信託についても実例を挙げて解説している。外国の制度の紹介の仕方については既にくり返しふれたので、ここでは省略する。読者はフレッシュな情報に接することができ、それならば先へ読み進んでみようという気になるわけである。

第3に、本書には面白いところが随所にあるということである。まず、読み出したら止められないところが多くある。たとえば、秋田感恩講しかり、アメリカのコミュニティ・ファウンデーションの出発に至るまでの弁護士ゴフの活動ぶりしかり、会社の社会的責任論（そのアメリカでの変遷）しかり、その他各国の代表的な財団についての紹介ないしは著者の見聞記しかりである。また、アメリカにおいて、法人と信託との境界があいまいなことも、多少とも民法をかじった者にはひとしお興味深いものがある。そのほか、英米などで立法がくり返し行われてきていること、民間の資金を集めて公益活動に役立たせるのにいかに巧妙な工夫を法律としてもこらしているかということを知らされるであろう。これなどは、ただ興味深いといっているだけで済まないのではあるまいか。法律家の役割について考えさせられるのである。あるいはまた、イギリスのナショナル・トラストなどはわが国における環境保全の問題との関連で大いに興味をひくものである。

第4に、著者自身の主張がむしろ控えられていること、また著者自身の主張（それは私のみるところ公正なものである）が述べられている部分にしても（たとえば本書25—26頁）、穏やかな表現でなされていることにある。一定の確固不拔の立場からする、激しい口調の主張は、とりわけ本書のごとき解説書・入門書にあっては適當ではないであろう。読者（その多くは「入門者」、「初心者」であろう）に偏った見方、特殊な見方を植付けるおそれがあるからである。多くの場合にはいろいろな考え方が成り立ちうるものであり、それぞれにプラス・マイナスが伴うのであって、或る考え方・立場だけを激しい表現をもって主張してある場合には、賢明な読者ならば疑ってかかることになり、とてもこのような立場にはついていけないということになろう。本書にはおよそそういうことはないのである。

(4)ところで、本書に短所はないのであろうか。本書は何といてもパイオニア・ワークであるから、本書に対してあれこれ注文をつけたり、その不備な点をあげつらってみても、パイオニア・ワークということからすれば、しょせんは致し方ないともいえそうである。しかしあえて、本書の短所を指摘し、ないしは、注文を並べてみよう。文献紹介・書評とはそういうものではないのだろうか。

まず第1に、わが国の制度の実情をもう少し詳しく紹介してあればよかつたのではないか。たとえば公益法人制度の改正を解説する部分などで、休眠法人の具体例、公益法人という名称の悪用の具体例（たとえば、野村好弘「準禁治産制度と法人制度の改正問題」ジュリスト696号、昭和54年、43頁参照）等々を挙げるとか、あるいはまた、実用

化へ向って動き出した公益信託の動向などは読者の最も知りたいところであるから、その解説にあたっては、しかるべき図表を掲げたりして（信託復刊126号、昭和56年、110—111頁には適切な図表がある）視覚に訴えて理解を助けるとか、さらには、外国の財団についてのフィールド・ワークとパラレルに、わが国の公益法人・公益信託についてのフィールド・ワークを収録するとかすれば、（信託復刊126号所載の「公益信託インタビュー」などは旺盛なボランティアの息吹きを感得させる好材料である）、外国の制度の紹介とのバランスもとれるし、読者の理解をもいっそう深くすることができよう。

第2に、秋田感恩講についていえば、これ自体は大変興味深い読物ではあるけれども、これだけにとどまる限り、大体において中川善之助博士の普及版というしかない。もっとも、本書の性格からすれば、それはそれで価値の大きいことを私も認めるにやぶさかではない。しかしあえていうなら、秋田感恩講と同時代またはこれ以前に、はたして同種の組織はなかったのであろうか。公益法人・公益信託のルーツというべきものはなかったのであろうか。日本史・法制史の専門家の判断を仰ぐ必要があるけれども、ルーツを探るといふ以上は、中川善之助博士の紹介以後の発展を紹介するのにもさることながら、もっと以前の時代にルーツを求めていただきたかった。という私はほとんど何も知らないのであるが、加賀藩の抛出米をファンドとした大阪陣の戦死者追弔（金沢宝円寺が行う。この寺は現存している）のための信託（元和4年〔1618年〕、加賀藩史料第二編431頁、加越能文庫目録、古蹟文徴1）とか、各地の祠堂銀（たとえば、「小松史」史料編上巻、小松町役場、昭和15年、27頁以下——これについては金沢大学教授高沢裕一氏にお手数をかけた。ここに謝意を表する）、あるいは村堂への寄進行為（市川訓敏「村堂への『寄進』行為について一紀ノ川流域の村落を中心にして」関西大学法学論集27巻4号、昭和52年）とか、私益信託のようであるが寺院が貸付信託をしていたなど（これについて私は資料を持ちあわせないが、永井路子「歴史をさわがせた女たち」庶民篇、文芸春秋社、昭和51年、126頁以下、現存する鎌倉英勝寺関係を参照——本書については金沢大学教授深谷松男氏の御教示をえた。ここに謝意を表する）を耳にしている。おそらくまだほかにも、あるのであろう。著者は沖繩の「門中」に言及されているが、それもまた一つのルーツといえるのではないだろうか。せめてそれを調査のうへ、「秋田感恩講」ばりの筆致で書いていただいたならば、全く申し分はなかったと思う。

第3に、外国制度の紹介についていえば、まず、英米に比して西ドイツ、フランスが簡単に扱われていて、バランスを失った感じがすることは既に述べた。次に英米についても——これらの国々の紹介はほぼ満点に近い出来ばえであるが——欲をいえば、著者の体験談、見聞記をもう少し詳しく書いてあればと思う。せめて、著者の別稿「『英国の公益信託』印象記」（信託復刊97号、昭和49年、3—6頁）くらいの詳しきはあって欲しい。本書の中で登場する著者の体験談、見聞記はやや簡単すぎるとの感を免れな

い。ちなみに、これは外国の制度の紹介に限ったことではなく、わが国の制度の紹介についても望んでおきたいことであるが、たとえば公益信託設定契約書や公益信託の登録（イギリスの場合）を提示したり、あるいはしかるべき写真を挿入したり、公益信託の仕組みについての適切な図解（たとえば、加藤浩「公益信託の概要—その特質と今後の課題—」信託復刊126号、昭和56年、36頁参照）を試みる、などすることがあって欲しかった。これはとりわけ本書が入門書であって、その読者の印象を深め、理解を助けるための最大限の努力を払うべきだからである。また外国制度の紹介がひととおりの済んだところで、外国の制度からどのようなことが示唆されるかについて、著者の手によるまとめがあることが望ましかった。たとえば英米と比較した場合、わが国は公益活動を助長するための法技術的な方策が遅れているのではないかと思われるけれども、そのような点の指摘があるだけでも、読者にとっては貴重であろう。というのは読者はわが国の制度についてすらおおむね初学者であろうから、外国の制度から受ける示唆の一端なりとも著者の手によって提示してあれば、それだけわが国の制度を学ぶうえでの貴重な着眼点を入手することになるに相違ないからである。

第4に、もう少し著者の自説を前面に押し出してもよかったのではないと思われるところが一、二ある。先に私は、本書の長所の一つとして、本書では著者自身の主張がむしろ控えられていることを挙げたのではあるけれども、それでもなお、自説をもっと強く述べておいて欲しかったところがあるのである。その一は、近時実用化をみたわが国の公益信託をみると、今のところ社会福祉関係のものは皆無であるが、これはおそらく厚生省の官房長通達が原因なのであり、当局に再考を願いたいと述べてあるところに関する（本書25—26頁）。他の問題ならいざ知らず、このように公益信託の発展を阻害する原因については（公益信託の発展を願うことこそ本書の立場なのであるから）、もっと突込んで分析して欲しかったといえば、いい過ぎになるだろうか。上記の官房長通達の趣旨はいったい何か、それには何らかの合理性があるのか（戦後は社会福祉の分野における受託者を社会福祉法人共同募金会に限定してきたということが一つの理由のようであるが、合理性があるのだろうか。ただこうしてきたというだけでは何ら説得力がないであろう）等々にふれながら、もし合理性がないというのであれば、その不適切、不当なことを指摘しておくべきであり、少なくとも合理性の存否を判断する資料を提供しておくべきであったと思うのである。その二は、最近における公益法人制度改正の解説に関する（本書268—271頁）。この部分はほとんど文字どおり解説に終始しており、いささかもたたりない。一方では、この改正を促した公益法人制度の実情（たとえば休眠法人の実態）を具体的に提示し、他方では、このような改正の実効性・実務への影響を予測することが望ましい。これに関しては、監督官庁による不当な人事干渉、公益法人側における「天下り」歓迎のおそれなどを指摘されてはいるが、そのほかにも休眠法人の

文 献 紹 介

整理が本当になされると考えてよいのか、また本当になされたのかどうかについて、予測をし、ないしは、その実情を付記してあるならば、いっそう興味をひく解説となったはずである。そのほか、改正すべき点はもうほかにはないのかどうかについても、一言あってしかるべきであろう。ちなみに、英米の制度についての叙述の方がダイナミックで、それと比較すれば、わが国の制度についてのそれはかえってやや平板という感じを受ける。その原因の一つは、わが国の制度の実情・実態について、いま一步具体的な資料を提示した解説が本書に欠けていること（たとえば、代表的財団についてのケース・スタディ、フィールド・ワークの欠如）に求められるのかも知れない。そうして、そういうことになる理由としては、外国の制度についての方がわが国の制度についてよりも、資料をむしろ集めやすいことを挙げることができるのではないだろうか。そうだとすれば、著者ならずともだれしも、わが国の制度の実情・実態を十分には明らかにしがたいことになるのであり、そうしたことも少なくとも当面はやむをえないというしかないわけであるが、あえて述べさせていだいたしだいである。

5. さて、最後に二点を述べて、このつたない文献紹介を閉じることにしたい。

第1に、本書については上述したような短所を指摘することができるけれども、だからといって、本書の価値がおとしめられるわけでは決してない。本書を評価するには、本書以前には——とりわけ公益信託については——類書は皆無であったことを考慮にいれる必要があり、そうでなければ公正な評価をすることにはとうていならないであろう。そうして、そのようなパイオニア・ワークとして本書を眺めた場合には、本書はむしろ驚くほど短所の少ないものであり、またその短所も、本書の目的という観点からみた場合には、重大なものというよりは、二次的なものというべきである。上述した短所のほかにも、短所は指摘できるであろうけれども（たとえば、アメリカの公益信託法がリステートメントどおりになっているのか、各州でどのように異なるか、大陸法系の色彩の濃いルイジアナなどはどうかなどについて、大ざっぱにもせよ言及しておくべきであったともいえよう）、しかしそれらの指摘はパイオニア・ワークとしての本書に過多を求めることに帰着するのではあるまいか。それらの短所はむしろ、本書によって公益法人法・公益信託法に眼を開かれた後進の者が埋めるべきものなのである。かくて本書は、公益法人・公益信託関係の実務家、研究者、学生を問わず、いやしくもこの領域にかかわりを持つとするとする者がまずもって読むべき必読書というべきものである。本書が広く読まれることを願ってやまない。

第2に、本書全編から私の受けた印象を述べさせていだこう。私のみるところによれば、本書全編を通じて、公益信託に対する著者の深い愛情、公益信託を盛りたて、これを育てていこう、いかねばならぬという著者の並々ならぬ打ち込みよう、意気込みが強く伝わってくるのである。いいかえるならば、著者のアンチ官僚主導、ボランティア

ムへの強い傾斜(傾倒)(ボランティアの先導指向性への傾斜)がひしひしと感じられるのであり、私としても共感を禁じえない。このような著者の愛情があればこそ、本書の叙述が読者に強く訴えることにもなるのであろう。そもそも啓蒙、在野精神といえ、私はいやでも福沢諭吉を想起せざるをえない。本書などは福沢精神とどこかで連なっているのではないかといえ、あまりにも牽強附会というそしりを免れないのであろうか。

(東京大学法学部教授)

[田中 實『公益法人と公益信託』勁草書房発行、A5判287頁、定価3,300円]